**福井市電子回覧板システム導入・運用業務仕様書**

**１　業務名**

　　福井市電子回覧板システム導入・運用業務（以下「本業務」という。）

**２　目的**

市政広報物及び回覧板の電子化や、イベント・会議等の迅速な情報共有など、市内４８地区の住民（以下「地区住民」という。）、自治会連合会やまちづくり組織、公民館（以下「地区団体」という。）及び自治会等の地縁による団体（以下「自治会」という。）のデジタル化を推進することで、自治会運営の負担軽減や自治会活動の更なる活性化を目的とする。

**３　契約期間**

　　契約締結の日から令和８年３月３１日（火）までとする。

**４　システム本稼働開始時期**

令和８年１月１３日（火）を予定する。

ただし、やむを得ない事情があるときは、本市との協議により本稼働開始時期の変更を認める。

**５　納入場所**

　　福井市役所地域振興課

**６　業務内容**

　　（１）電子回覧板システムの提供及び情報発信ネットワークの構築

　　　・電子回覧板システムの提供

　　　・福井市から地区団体、自治会及び地区住民への情報発信ネットワークの構築

・地区団体及び自治会から地区住民への情報発信ネットワークの構築

※利用予定地区（団体）数：４８地区、１地区につき３団体の利用を想定

※対象自治会数：1,531自治会を想定

※利用予定世帯数：7,800世帯、１世帯につき平均１．２名の利用を想定

（２）自治体及び地区団体、自治会管理者向けの操作説明会の開催

　　（３）操作マニュアル及び操作方法を示した動画の提供

　　（４）サポートデスクの設置

**７　システム仕様**

　　（１）基本要件

　　　・本システムの導入及び運用に際しては、地区団体や自治会、地区住民に負担をかけないよう、十分に配慮された設計となっていること。

　　　・本システムの登録に際しては、電子機器の操作に不慣れな方でも、簡単な手順で操作できるよう、十分に配慮された設計となっていること。

・本システムの運用は、２４時間３６５日とする。

・原則としてクラウド方式であること。

　　　・対応するWebブラウザは、Microsoft Edge及びGoogle Chromeの最新版とする。

　　　・対応するアプリは、iOS 15.1又はAndroid 7以上とする。

・アプリを提供する場合は、App Store、Google Play Storeで無償にて配信すること。また、配信にあたっての登録申請や公開までの一切の手続きは受注者が行うものとし、その費用は運用費用に含むこと。

　　（２）機能要件

・本システムに要求する機能については、「機能確認表【様式第１０号】」を参照すること。

・「機能確認表」における各項目についての対応（対応可能、代替手段にて可能、対応不

可）と、必要に応じて備考欄に説明事項を記入、提示すること。

・機能確認表に記載がないものであっても、本市にとって有益であると認められるもの

は評価の対象とするため、企画提案書等に積極的に明記すること。

・表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインでああること。

・本システムの利用者及び管理者双方にとって、分かりやすい操作性が確保されていること。

　　（３）非機能（信頼性、可用性）要件

　　　・本システムは国内データセンターに設置されたサーバーを利用すること。

　　　　　・本システムで利用するハードウェア、ソフトウェアの設置場所等については、日本データセンター協会が制定するデータセンターファシリティスタンダードのTier2相当の基準を満たした設備であること。

　　　・サーバー障害等によるデータ消去・破壊のリスクを低減させるため、サーバー、記憶装

置等を冗長化する機能を設けること。

・管理するデータが消失しないように適切に管理すること。

（４）セキュリティ要件

・伝送及び蓄積データに対して、TLS等により暗号化を行う機能を設けること。

・データセンターのセキュリティ対策として、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティ

ホール対策を適切に講じること（ＷＡＦやＩＤＳ等）。

・本システムの稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないよう対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。

・本システムの稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。

　　　・アクセスログ・操作ログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればログの開示をすること。

・本システム内でプライバシーポリシーを表示すること。

・個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して使用できる対策を実施していること。

**８　自治体及び地区団体、自治会管理者向けの操作説明会の開催**

　　　・操作説明会は本システムに精通した担当者が行うこと。

　　　・本システム導入時に、少なくとも自治体管理者向けの説明会を２回、地区団体及び自治会管理者向けの説明会を市内４８地区に各１回ずつ開催すること。

　　　・操作説明会の開催場所、スケジュールは本市と受注者にて協議の上、決定すること。

　　　・地区団体及び自治会管理者向けの操作説明会の説明内容は本市と受注者にて協議の上、決定すること。

　　　・説明会時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して本市に提出すること。

　　　・説明会では、必要に応じて受注者にてモバイルルータ等を準備すること。

　　　・既に同類の電子回覧等システムを利用し、デジタル化を進めている地区に対しては、本システムとの併用や本システムへの移行が円滑に進められるよう、集中的にサポートを行うこと。

　　　・その他、受注者が必要と考える内容が他にある場合は、併せて提案すること。

**９　操作マニュアル及び操作方法を示した動画の要件**

・操作マニュアル及び操作方法を示した動画を４種類（自治体用、地区団体用、自治会用、地区住民用）提供すること。

・操作マニュアル及び操作方法を示した動画は、電子データ一式を提供する。

・操作マニュアルは、ICTに関する専門用語はなるべく控え、電子機器の操作に不慣れな方も理解しやすいように、平易な記述とすること。

・操作方法を示した動画は、実際の画面キャプチャーや操作デモ画面等を用いて、分かりやすく説明すること。

・機能の修正等があった場合には、当該部分を更新した操作マニュアル及び操作方法を示した動画を速やかに作成し、提供すること。

**10　サポートデスクの設置要件**

・本市からの問い合わせに対応するため、本システムのサポートデスクを設置することとし、設置にかかる費用が発生する場合は運用費用に含むこと。

・本市からの問い合わせは、電話及びメールで行うことが可能であること。

・地区住民等からの問い合わせに対応するため、本システム内の問い合わせフォーム等から問い合わせを行うことができることとし、設置にかかる費用が発生する場合は運用費用に含むこと。

**11　保守・運用・障害対応**

　　　・サポートデスクとは別に障害発生対応窓口を設置すること。

　　　・障害発生時には、迅速な原因調査と復旧に努め、復旧までに時間を要する又は復旧が

困難であることが想定される場合には、適宜本市へ報告し、本市と対応策を協議・提案

すること。

　　　・障害発生の原因調査の結果、提供されたシステムに起因する場合にあっては、プログラム修正等の対応作業（動作確認等含む。）を実施すること。また、再発防止策を提示すること。

　　　・本市のシステムに影響がない場合であっても、同システムを利用している他団体にシステム障害等が発生した場合には、本市への影響調査を行い、必要な処置を実施すること。

・情報の採取、データ整合性、不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、不測の事態

に対して情報システムの復旧を行うために必要なバックアップを確実に実施し、バックア

ップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。

　　　・障害発生時について、本市と受注者側において円滑な連絡が図れるよう、連絡体制及

び対応フロー等をあらかじめ定めておくこと。

　　　・運用や障害対応について、受注者と本市担当者が適宜協議できる体制を作ること。

　　　　・本システムのバージョンアップやメンテナンス（機能改善、不具合対応等）を定期的に実施することとし、その費用は運用費用に含むこと。

　　　・本システムのバージョンアップやメンテナンス等の作業により、業務に支障を及ぼす恐れがある場合には、その都度、本市へ連絡、日程調整を行うこと。

・不正アクセス等が確認された場合には、直ちに本市へ報告すること。また、被害状況

の調査、対応、原因究明及び再発防止策について提示すること。

・その他、情報セキュリティインシデント、情報の目的外利用等を認知した場合は、速や

かに本市に連絡すること。

・一切の紛争は日本国内の裁判所が管轄するとともに、契約の成立、効力、履行及び解

釈は日本国内法に準拠していること。

**12　留意事項**

（１）費用の支払い

　　　・導入費用及び運用費用については、業務の検収後、適正な請求を受理した日から起算して、３０日以内に支払うものとする。

（２）その他業務の適正な実施について

　　　・受注者は本業務の遂行にあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に個人情報の取扱いを行うこと。

　　　・受注者は本市のセキュリティポリシーを遵守すること。

　　　・システムの稼働、運用・提供に関係する関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。

・契約期間中に、業務内容に変更が生じた場合には、速やかに本市と協議を行い、変更契約を締結すること。

　　・業務上知り得た情報について、本市の承諾を得ずに本業務以外への使用、第三者への

提供を行わないこと。これは、本業務終了後も同様とする。

・本業務終了後は、本市が提供を希望する保有データを提供ののち、本市から受領したデータ等は速やかかつ確実に返却又は削除すること。データの削除においては、受注者は復元不可能な状態にするとともに、確実に削除が行われているかを確認すること。

　　　・本仕様書は、本業務の基本的内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行する上で当然実施しなければならないもの、又は必要と認められる事項については、すべて実施すること。

　　　・本仕様書は主要事項について記載したものであり、不明な点や、仕様書に定めのない

事項や疑義については、本市と別途協議の上決定、対応すること。

**13　事務局**

　　　福井市役所　地域振興課　地域づくり係　担当　宮﨑・朝日

　　　〒910-8511　福井市大手３丁目１０番１号

　　　電話　0776-20-5２３０　ＦＡＸ　0776-20-57３３

　　　Ｍａｉｌ　c-shinkou@city.fukui.lg.jp